

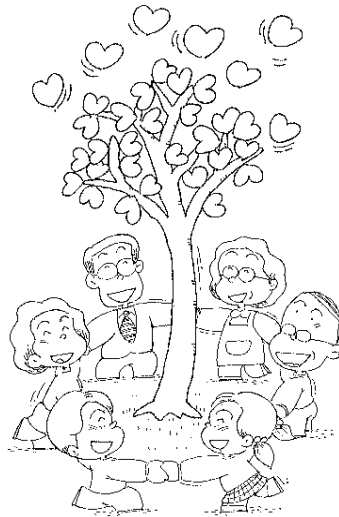


音楽のまちかわさき



第2期 川崎市地域福祉計画 (概要版)

～ 活力とうるおいのある地域づくりをめざして ～



平成20（2008）年4月



KAWASAKI CITY
川崎市

第2期川崎市地域福祉計画の概要

計画の期間：平成20年度から平成22年度まで

各区の特性に応じた地域の福祉課題の解決にむけた取組を！



地域の“困った”を地域のみinnで解決していきけるような“地域力”を育む

基本理念 ～活力とうるおいのある地域づくりをめざして～

参加と協働で育む、心豊かな地域づくりを

【基本方針】

- I-1 サービス利用者の権利擁護に取り組みます
- I-2 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます
- I-3 支援が必要な住民への対策を充実します

- 1 いつまでも誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- 2 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- 3 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

【基本方針】

- II-1 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します
- II-2 利用者に合わせた相談支援体制を充実します
- II-3 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

【基本目標Ⅰ】
サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

【基本目標Ⅱ】
保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

【基本目標Ⅲ】
地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第1期計画の主な成果

- 1 幅広い専門性と資質を備えた人材の養成
 - ★ 高齢社会福祉総合センターの運営方法の効率化
- 2 NPOやボランティアを含めた多様なサービス供給体制の育成支援
 - ★ 「川崎市総合福祉センター」の整備
- 3 地域住民のネットワーク形成に向けた社会福祉協議会
 - ★ 「かわさきあんしんセンター」の設置
- 4 福祉ネットワークづくりのための支援
 - ★ 災害時要援護者の把握及び支援体制の確立
- 5 市民活動やボランティア活動への支援
 - ★ 各区社協ボランティアセンターの設置
- 6 総合的な福祉サービスを調整できる人材の養成
 - ★ 地域福祉コーディネーター技術研修の実施

【基本方針】

- III-1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します
- III-2 地域福祉活動団体の活動を支援します
- III-3 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

■第2期川崎市地域福祉計画の策定趣旨

「第2期川崎市地域福祉計画」は、平成17年3月に、社会福祉法第107条に基づき策定した「川崎市地域福祉計画」の理念等を継承するとともに、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせ見直すものです。

■“かわさき”の地域福祉計画とは！

全市的に地域福祉を推進するための施策や事業展開を市計画として、それぞれの区域に応じた、住民に身近で具体的な取組を区計画として策定、大きなネットに小さなネットを重ねあわせ、より網目の細かいネットを持つ、1つの地域福祉計画を策定します。

8つの重点的な施策と各区の重点的な取組

～平成20年度から平成22年度まで～

「困りごと」解決事例の調査・研究	「団体活動実践事例集」の作成
災害時要援護者の把握体制整備	地域福祉情報バンク事業の実施
地域福祉コーディネーター技術研修の実施	「住民交流会・意見交換会」の開催
社会福祉事業職員研修の実施	「相談窓口一覧冊子」の作成

各区計画の重点的な取組

- 川崎区：①地域の縁側（えんがわ）づくり事業 ②運動で元気アップ事業 ③「まちの情報」集約・発信事業
 幸区：①健康長寿推進モデル事業 ②保健福祉情報ネットワークの推進 ③「共育ち（ともそだち）」の地域福祉の推進
 中原区：①総合的な子ども支援体制の整備 ②武蔵小杉駅周辺等への福祉施策の橋わたし ③中原区の中小企業への「まちなか講座」の実施 ④高齢者向けホームページの開設 ⑤ワークショップの開催 ⑥地域福祉講座による支援
 高津区：①それいいね！福祉のまちチャレンジ事業 ②地域活動レポート「たかつハートリレー」
 宮前区：①「みんなで福祉のまちづくり！」広報事業 ②なんでもワークショップ ③市民活動ルームマップ整備事業
 多摩区：①子育て支援の推進 ②障害者福祉の推進 ③健康づくり・介護予防活動の推進
 麻生区：①効果的な子ども施策の展開 ②高齢者介護予防の充実 ③障害者の就労対策や生活支援センターのネットワークづくり ④健康づくり生活の定着

第2期川崎市地域福祉計画

1 計画策定の趣旨

～ 地域福祉の推進のために ～

「第2期川崎市地域福祉計画」は、平成17年3月に、社会福祉法第107条に基づいて、策定した川崎市地域福祉計画の理念等を継承するとともに、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせて見直し、策定をします。

2 計画の役割

～ 地域計画はなぜ必要か？ ～

人と人とのつながりが希薄化する中、人々が身近な地域から“つながりの希薄化”の流れを止め、地域で暮らす人々が共に手を携え、つながりを再構築していく社会全体の動きを広げるために計画は策定されています。

3 計画の位置づけ

～ “かわさき”の地域福祉計画 ～

【地域福祉計画の位置づけ】

川崎市地域福祉計画は、本市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の政策領域別計画として策定します。

【他の法定個別計画との関係】

高齢・障害・子どもといった各分野の法定個別計画が、直接的な行政サービスの提供体制の整備や施策展開を示しているのに対して、本計画は、地域福祉の課題を解決するために、「人と人とのつながりによる助け合いや支え合い」（共助）を促進する施策や事業展開などを示す行政計画となります。

【地域福祉計画における市と区の役割】

全市的に地域福祉を推進するための施策や事業展開と区計画として、それぞれの区域に応じた、住民に身近で具体的な取組を大きなネットと小さなネットとして組み合わせ、より網目の細かいネットを持つ、“1つの地域福祉計画”を策定しています。

【社会福祉協議会や地域福祉活動との連携】

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、町内会・自治会、地域福祉団体などとの連携し、その活動を支援していくことで、住民相互の安全・安心なネットをつくりあげ、これを本計画で形成するネットに併せ、より重層的なネットをつくることで、地域の福祉課題の解決を図っていきます。

4 計画の期間

～ 計画期間は“3か年”～

「第2期川崎市地域福祉計画」は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合性を図ることを目的とし、平成20年度から平成22年度までの3か年計画として策定します。

5 基本理念

～ 「活力うるおいのある地域づくり」をめざして～

- I いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- II 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- III 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

6 基本目標

～ 3つの基本目標～

- 1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- 2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- 3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第2期 川崎市地域福祉計画 体系図

★印は、「重点的な施策」となります

《基本理念》 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして

- 1 いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- 2 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- 3 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

基本目標

1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

2 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化

3 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

基本方針

1 サービス利用者の権利擁護に取り組みます

- ① 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の充実
【推進項目】
○あんしんセンターの各区展開
○成年後見制度の体制強化に関する調査・研究
- ② 人権に配慮した相談体制と苦情解決制度の充実
【推進項目】
★「困りごと」解決事例の調査・研究
○民間相談機関との連携に関する調査・研究
- ③ サービスの評価や内容の開示等の充実
【推進項目】
○制度の普及啓発の充実

2 保健・福祉にかかわる人材の育成と確保に努めます

- ① 保健や福祉など専門分野の人材育成の充実
【推進項目】
○専門研修の継続
- ② 人材確保に向けた福祉人材バンク機能の強化
【推進項目】
○福祉人材バンクの人材養成機関との連携
- ③ 社会福祉施設等従事者研修の実施
【推進項目】
★社会福祉事業職員研修の実施

3 支援が必要な住民への対策を充実します

- ① 災害時要援護者対策の充実
【推進項目】
★災害時要援護者の把握等体制整備
- ② 高齢者虐待・児童虐待・DV対策、ひとり暮らし高齢者等の見守り施策の充実
【推進項目】
★民生委員を対象とした「地域福祉コーディネーター技術研修」の実施
- ③ ホームレス対策・社会的ひきこもり対策の充実
【推進項目】
○第2期川崎市ホームレス自立支援実施計画の策定
○「ホームレス緊急一時宿泊施設（愛生寮）」の運営
○「富士見生活づくり支援ホーム」及び「就労自立支援センター」の運営

1 地域福祉推進体制の基盤整備を推進します

- ① 地域福祉推進体制の充実及び区地域福祉計画への支援
【推進項目】
○福祉のまちづくり普及事業との連携
○企業連携取組事例の調査・研究
○各区地域福祉計画の推進・支援
- ② 地域福祉推進拠点の連携
【推進項目】
○総合福祉センターと各区福祉パルの連携
- ③ 中間支援組織の育成と支援
【推進項目】
○社会福祉協議会の基盤の整備強化

2 利用者に合わせた相談支援体制を充実します

- ① 保健福祉センターにおける専門相談の充実
【推進項目】
★「相談窓口一覧冊子」の作成
○相談機関ネットワークに関する調査・研究
- ② 専門相談機関による相談機能の充実
【推進項目】
★「相談窓口一覧冊子」の作成
○相談機関ネットワークに関する調査・研究
- ③ 身近な地域における相談支援体制の充実
【推進項目】
○総合福祉センターにおける「ふくし相談事業」の実施
★「相談窓口一覧冊子」の作成
○相談機関ネットワークに関する調査・研究

3 効果的なサービス情報の提供に取り組みます

- ① 保健・医療・福祉サービスの制度情報等の効果的な提供
【推進項目】
★「地域福祉情報バンク事業」の実施
- ② 身近な地域情報の提供の促進
【推進項目】
★「地域福祉情報バンク事業」の実施
- ③ サービスの受け手の視点に立った情報の提供
【推進項目】
○情報提供のあり方に関するワーキングの実施

1 地域福祉活動への参加のきっかけづくりを推進します

- ① 地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実
【推進項目】
○「地域福祉計画シンポジウム」の開催
- ② 住民が交流の機会を持てる施策の充実
【推進項目】
★「住民交流会・意見交換会等」の開催
- ③ 次世代を担う子どもの「福祉の心」を育む教育の充実
【推進項目】
○「福祉教育」の充実・支援

2 地域福祉活動団体の活動を支援します

- ① 地域の社会福祉資源情報の提供
【推進項目】
○社会福祉施設等の資源情報の提供
- ② 団体活動を支援するための講座等の実施
【推進項目】
○「団体活動等支援講座」の開催
- ③ 団体活動の実践事例情報の提供
【推進項目】
★「団体活動実践事例集」の作成

3 地域での支え合いやネットワークづくりを支援します

- ① 地域福祉を担うキーパーソン養成
【推進項目】
★「地域福祉コーディネーター技術研修」の実施
- ② 地域で活動する団体等への支援の充実
【推進項目】
★「地域福祉コーディネーター技術研修」の実施
- ③ 地域活動団体のネットワークづくりの支援
【推進項目】
★「団体活動実践事例集」の作成

8つの重点的な施策

1 「困りごと」解決事例の調査・研究

保健・医療・福祉に関する各種相談窓口における困りごとや第三者委員に寄せられる苦情について、その内容や解決方法等の調査を行い、今後の取組を研究します。

2 災害時要援護者の把握等体制整備

災害時における要援護者の支援が急務であることから、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の体制づくりを行います。

3 地域福祉コーディネーター技術研修の実施

地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティーソーシャルワーク技術を持った人材の育成として「地域福祉コーディネーター技術研修」を実施します。

4 社会福祉事業職員研修の実施

福祉サービスの質の向上に向け、コミュニティーソーシャルワーク技術も含めた社会福祉事業職員研修を行います。

5 「相談窓口一覧冊子」の作成

市民が困りごとにあった時、わかりやすく相談窓口情報を提供するため、相談窓口一覧冊子を作成します。

6 地域福祉情報バンク事業の実施

制度情報や地域情報などを効果的に提供するため、地域福祉情報バンク事業を行います。

7 「住民交流会・意見交換会等」の開催

住民同士の地域での支えあいの意識向上や、市民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行うため、住民交流会・意見交換会・ワークショップやシンポジウムなどを行います。

8 「団体活動実践事例集」の作成

地域で活動する団体が、活動を行っていく上で役立てていけるような「団体活動実践事例集」を作成します。

第2期川崎市地域福祉計画における8つの重点的な施策

8つの重点的な施策	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 「困りごと」解決事例の調査・研究 保健・医療・福祉に関する各種相談窓口における困りごとや第三者委員に寄せられる苦情について、その内容や解決方法等の調査を行い、今後の取組を研究します。	「困りごと」解決事例の調査・研究 平成20年度～平成22年度の間に、保健福祉センターの相談窓口や第三者委員に寄せられる困りごとの解決事例や苦情を把握し、調査研究を行います。		
2 災害時要援護者の把握等体制整備 災害時における要援護者の支援が急務であることから、要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の体制づくりを行います。	災害時要援護者の把握等体制整備 平成20年度から、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の連携により、要援護者に係る情報の把握等を行います。(平成19年度からの継続)		
3 地域福祉コーディネーター技術研修の実施 地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティソーシャルワーク技術を持った人材育成として「地域福祉コーディネーター技術研修」を実施します。	地域福祉コーディネーター技術研修の実施 平成20年度から、総合福祉センターにおいて「地域福祉コーディネーター技術研修」を行います。(平成19年度からの継続)		
4 社会福祉事業職員研修の実施 福祉サービスの質の向上に向け、コミュニティソーシャルワーク技術も含めた社会福祉事業職員研修を行います。	社会福祉事業職員研修の実施 平成20年度から、総合福祉センターにおいて「社会福祉事業職員」研修を行います。(平成19年度からの継続)		
5 「相談窓口一覧冊子」の作成 市民が困りごとにあった時、わかりやすく相談窓口情報を提供するため、相談窓口一覧冊子を作成します。	「相談窓口一覧冊子」の作成 平成20年度～平成22年度の間に、相談窓口情報を収集し、冊子を作成します。		
6 地域福祉情報バンク事業の実施 制度情報や地域情報などを効果的に提供するため、地域福祉情報バンク事業を行います。	地域福祉情報バンク事業の実施 平成20年度から、総合福祉センターにおいて、地域福祉情報バンク事業を行います。(平成19年度からの継続)		
7 「住民交流会・意見交換会等」の開催 住民同士の地域での支えあいの意識向上や、市民の地域福祉活動への参加のきっかけづくりを行うため、住民交流会・意見交換会・ワークショップやシンポジウムを行います。	「住民交流会・意見交換会等」の開催 平成20年度～平成22年度の間に、各区計画の実践的な取組として、住民交流会・意見交換会・ワークショップを開催するとともに、全市的なシンポジウムを開催します。		
8 「団体活動実践事例集」の作成 地域で活動する団体が、活動を行っていく上で、役立てていけるような「団体活動実践事例集」を作成します。	「団体活動実践事例集」の作成 平成20年度～平成22年度の間に、地域交流会等における活動実践事例やコミュニティサービスの事例などを集約し、「活動実践事例集」を作成します。		

【各区計画の重点的な取組】(平成20年度から平成22年度まで)

- 川崎区：①地域の縁側(えんがわ)づくり事業、②運動で元気アップ事業、③「まちの情報」集約・発信事業
- 幸区：①健康長寿推進モデル事業、②保健福祉情報ネットワークの推進、③「共育ち(ともそだち)」の地域福祉の推進
- 中原区：①総合的な子ども支援体制の整備、②武蔵小杉駅周辺等への福祉施策の橋わたし、③中原区の中小企業への「まちなか講座」の実施
 ④高齢者向けホームページの開設、⑤ワークショップの開催、⑥地域福祉講座による支援
- 高津区：①それいいね！福祉のまちチャレンジ事業、②地域活動レポート「たかつハートリレー」
- 宮前区：①「みんなで福祉のまちづくり！」広報事業、②なんでもワークショップ、③市民活動ルームマップ整備事業
- 多摩区：①子育て支援の推進、②障害福祉の推進、③健康づくり・介護予防活動の推進
- 麻生区：①効果的な子ども施策の展開、②高齢者介護予防の充実、③障害者の就労対策や生活支援センターのネットワークづくり
 ④健康づくり生活の定着



かわさきミュートン

©「音楽のまち・かわさき」推進協議会